特定非営利活動法人
全国万引犯罪防止機構

中1の保護者さまへ

万引きは非行の入り口です
一度、お子さんと話し合ってみませんか？

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

あなたに夢を。街に元気を。
クーちゃん 宝くじ

「中1の壁」という言葉をご存知ですか?

「中1の壁」とは、中学1年生になったお子さんが学習や生活の環境、人間関係などの大きな変化で、学校が楽しくなくなったり、勉強についていけなくなったり、いじめや不登校などの問題を抱えてしまうことをいいます。

なかには、思いもしなかった万引きをして補導されてしまう子も。

これからご紹介するのは、ある日突然わが子の万引き犯罪に直面してしまった保護者の心の叫びです。

冊子発刊にあたって

全国万引犯罪防止機構は、「万引防止啓発のための壁新聞」を制作し、全国の中学で掲示していただいております。各校の先生方からは、「家庭用の啓発資料があるとより効果的」との要望が数多く寄せられました。

そこで、この度本冊子を制作することにいたしました。

万引き防止の一助になれば幸いです。

特定非営利活動法人 **全国万引犯罪防止機構**
保護者向け冊子制作委員会

「まさか、うちの子が万引きをするなんて」

中学1年の子どもが万引きで補導されたと、警察署から
連絡がありました。
本当にショックで、お店に伺った際は頭を下げる子どもの横で、
涙ながらに謝ることしかできませんでした。
私はこれまで子どもを大切に、そして、時には厳しく
育ててきたつもりでした。
でも、今回のことでそれを全て否定されたようで、
これから子どもを信頼することも、自信をもって接することも
出来なくなりそうです。
子どもの将来のために、私はどうすればよいのでしょうか。
私の何が間違っていたのでしょうか。つらいです…

当機構の普及推進委員が各地の保護者会にお伺いした際に相談があった内容を基に構成しました。

子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

背景1 欲しいから万引きする。	背景2 友だちなどの影響で万引きする。	背景3 ゲーム感覚で万引きする。
それを持っていないと仲間に入れてもらえない。 でも、お小遣いでは買えず、親に頼むこともできずに万引きしてしまうケースがあります。	子どもの万引きの特徴として、共犯が多い点があげられます。 「誘いを断れない」など友人関係が背景にあると考えられます。	多くの場合最初は、友だちと一緒にゲーム感覚で。 「捕まるとは思っていなかった」「運が悪かった」など、軽い気持ちで万引きをしています。

「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会「万引きに関する調査研究報告書」より

再び万引きをする理由	万引きをするときの気持ち	
見つからなかったから	はじめて万引きをした子ども	10回以上万引きをしたことのある子ども
注意されなかったから	いけないことだと迷った	スリルがあって楽しかった
代金を支払い、許されたから	見つかるのが怖かった	何も感じなかった

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より

こんな兆候、お子さんにありませんか？

- □ 小遣いでは手の届かない高額なゲームソフトを持っていた。
- □ 友だちに借りたというトレカ（ゲーム用カード）、マンガなどが増えた。
- □ 見たことのない洋服や化粧品が隠すようにしてあった。

※一つでも心当たりがあれば、問い質したりする前に、5ページ下段を参考に万引きについて話し合ってみましょう。

どんなものを万引きしているの？

1位	食品（菓子、ジュースなど）	4位	書籍、マンガ
2位	玩具（ゲームソフトやトレカなど）	5位	衣類
3位	雑貨（文具など）		

（警視庁生活安全総務課集計）

ここで、万引きに関する質問です。

第1問 商品をカバンや服に隠しても、店から出なければ万引きとはならない。

YES　NO

第2問 万引きが見つかっても、その場でお金を支払えば問題ない。

YES　NO

第3問 犯罪に問われるのはどれでしょう。

- □ 友だちに誘われて見張りをしただけ
- □ 友だちに盗んでくるよう頼んだだけ
- □ 友だちが万引きした物を買っただけ

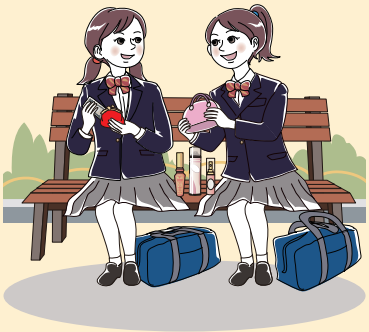

ある日、お子さんがお店で万引きをして捕まったとしたら・・・

万引はすべて警察に通報されます。

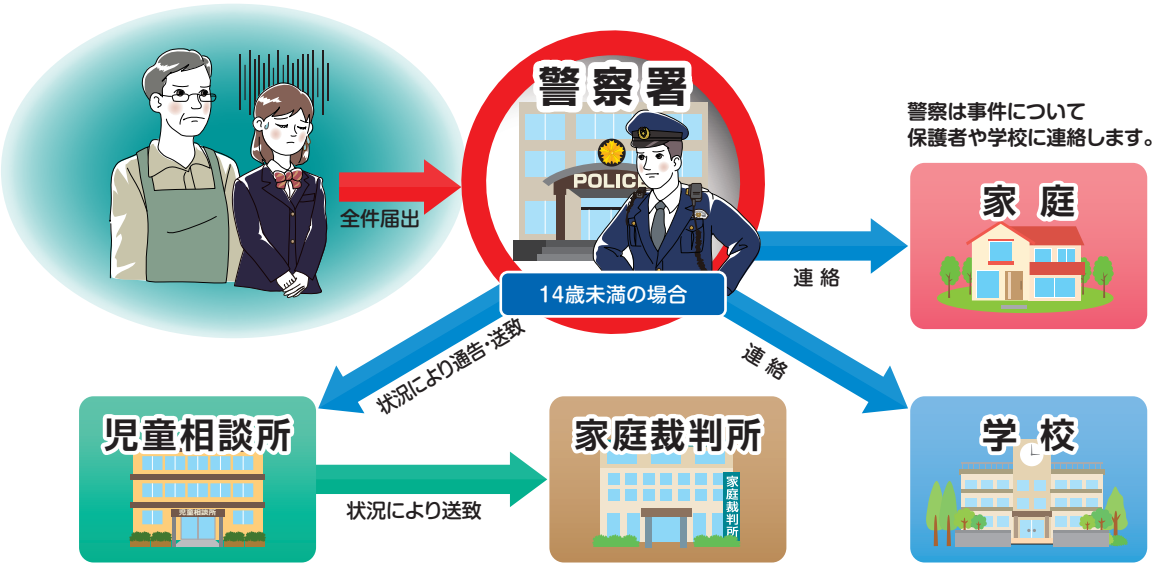

答 え

万引きを「軽く」考えたら大間違い！ それは「重い」犯罪なのです。

第1問

NO 代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思ってはいけません。店内であっても、精算前の商品をポケットやバッグなどの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。

※窃盗罪（刑法第235条）
他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第2問

NO 万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われないと思ったら大間違い！あとでお金を支払っても窃盗をしたことに変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。

第3問

いずれも犯罪です

○見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共同正犯（刑法第60条）、または幇助犯（刑法第62条）となる可能性があります。
○友だちをそそのかして万引きさせると、教唆犯(刑法第61条)として罰せられる可能性があります。
○盗品であることを知っていて買うと、盗品等有償譲受け罪（刑法第256条２項）に問われる可能性があります。

お子さんが万引き！ どう対応したらよいでしょう。

理由を聞く

なぜ万引きをしたのか。先ずは、話し合う場を設けて、万引きをしたときの理由や気持ちを聞き、事実を正しく把握しましょう。

学校の問題や、いじめや仲間外れなどの友人関係、あるいは、放任や不和、過干渉などの家庭問題が、万引きの引き金になっている場合があります。

感情的にならず、「万引きは犯罪」「絶対にしてはいけないこと」と理解させましょう。

一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が謝罪する姿を見ることで、お子さんは自分がしてしまったことの重大さに気づきます。

「子どもなんだから」「弁償すればいいでしょ」「運が悪かった」などという考えは間違いです。

一緒に解決策を考える

万引きをするにいたった理由・原因について、お子さんと話し合いながらその解決策を一緒に考えましょう。

必要に応じて、地域の児童相談センターや教育相談センターなど第三者にアドバイスを求めてみるのもいいでしょう。

万引きを二度と「しない」と双方で固く決意し合うことが大切です。

一度、お子さんと話し合ってみませんか？ 万引きについて、こんなコト・あんなコト

?! 万引きについてどう思う？

?! 友だちから万引きを誘われたら断れる？

?! そもそも、どうして万引きをしてはいけないの？

上手にコミュニケーションをとるための10のヒント

この年頃の子どもには、諭すのではなく話を聴く姿勢で話し合いましょう。

1. 話しやすい場と時間を設ける
2. 話の腰を折らない
3. すぐに否定しない
4. ながら聞きをしない
5. うなずきながら聞く
6. 相づちを打つ
7. オウム返しをする（相手の言葉を繰り返す）
8. 良い点を見つけてほめる
9. 質問をして会話をふくらませる
10. ミラーリングを行う（相手の姿勢、しぐさや動作をマネて合わせる）

ひとりで悩まず、まず相談

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに相談してみてはいかがでしょう。
また、下記の各機関に相談するのもよい方法です。

◆ 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

0120-0-78310
（なやみ言おう）

◆ 地域の児童相談センター（各都道府県）

児童福祉の専門機関。
18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や家族など誰からの相談にも対応

◆ 教育相談センター（各都道府県）

幼児から高校生年齢段階までの子ども、その保護者を対象に、子育てに関する相談や、学校生活に関する相談など、様々な相談を匿名で受付

◆ 警察「ヤング・テレホン・コーナー」（各都道府県）

未成年者に係る相談について、未成年者に限らず家族からも24時間受付

● お読みになっていかがでしたか？

全国万引犯罪防止機構のアンケートに、ぜひご意見・感想をお寄せください。
URL　https://www.manboukikou.jp/app/inq/parental/
（上記の連絡先は、スマートフォン等でQRコードを読み込んで頂くとすぐに表示できます）

■発行／特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館4階
TEL. 03-5244-5612　FAX. 03-5244-5613
https://www.manboukikou.jp　2019年８月発行

■監　修／野口　京子（文化学園大学 名誉教授）
■企画協力／一般社団法人 日本経済教育センター
協　力／全日本中学校長会生徒指導部
■後　援／文部科学省・警察庁・日本小売業協会
■協　力／工業会 日本万引防止システム協会

宝くじは、みなさまの豊かな暮らしに役立っています。

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
http://jla-takarakuji.or.jp/